**平成２６年（フ）第１８８５号**
大阪市西淀川区柏里３丁目15番４―502号
債務者　松井　忠雄
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８８６号**
大阪市西淀川区柏里３丁目15番４―502号
債務者　松井　智子（旧姓藤川）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１８８９号**
大阪府枚方市宗谷１丁目17番10号、前住所大阪府枚方市須山町39番66号
債務者　鈴木　叔子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９４５号**
大阪府池田市緑丘２丁目４番111―205号
債務者　田中　義隆
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９５４号**
大阪市城東区鴫野西４丁目８番４号、前住所大阪府東大阪市横枕西５番28号
債務者　井本　勝之
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９６９号**
大阪府茨木市上穂積３丁目２番25号　ハイツ岡崎101号
債務者　長田　憲明
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１９９３号**
大阪市鶴見区安田２丁目２番13号
債務者　長田　真実（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２００５号**
大阪府茨木市南安威２丁目２番12―404号
債務者　堀　　雅之
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２０９５号**
大阪市旭区中宮３丁目17番20号　第１山一ビル401
債務者　谷脇　由浩
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２１２６号**
大阪府茨木市総持寺駅前町５番314号
債務者　大宮　将平
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２１８６号**
大阪市東成区神路１―４―９、住民票上の住所大阪市中央区谷町６丁目４番８―601号
債務者　岩﨑　義明
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３０３号**
大阪府東大阪市中小阪２丁目17番８号　グロウブ東翠園106号
債務者　奥田　純子（旧姓野坂・北山・上田）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３４８号**
大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　甲子寮、前住所大阪市住之江区御崎３丁目４番26号
債務者　吉川　清隆
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３７４号**
大阪府東大阪市稲田上町２丁目８番46号　比枝コーポラス上町Ⅰ302号
債務者　立田　誠二
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３８７号**
大阪府東大阪市長堂１―26―８―302、住民票上の住所大阪府東大阪市長堂３丁目７番29―501号
債務者　今西　浩一
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４４２号**
大阪市西淀川区姫里２丁目15番16―701号
債務者　辻岡　明夫
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５１１号**
大阪市西区江戸堀１丁目18番14―1105号、前住所兵庫県西宮市山口町上山口３丁目21番32号
債務者　今村　武法
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部